



# 監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

**forvis  
mazars**

## 1 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

- 1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ
- 2 事務所概要

## 2 経営管理の状況等

- 1 品質管理基盤
- 2 組織・ガバナンス基盤
- 3 人的基盤
- 4 IT基盤
- 5 財務基盤
- 6 国際対応基盤
- 7 その他

## 3 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

※ 報告対象期間（2023年9月1日～2024年8月31日）



1

監査品質向上に向けた取組  
及び事務所概要

# 1

## 監査品質向上に向けた取組 及び事務所概要

### 1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

(経営方針及び監査品質向上に向けた取組について)

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人は、監査・保証、税務、アドバイザリー、コンサルティングサービスを国際的に展開するForvis Mazarsのグローバルネットワークが日本で展開している監査法人です。Forvis Mazarsのグローバルネットワークは、40,000人を超えるプロフェッショナルとともに100以上の国と地域に拠点を有しております。私たちは、Forvis Mazarsのグローバルネットワーク全体をワンファームとして考え、海外のForvis Mazarsの事務所やパートナーとの密接かつ強固な関係に基づき、グローバルベースで最適な監査・保証業務が提供可能であることを、その強みとしております。

私たちは、グローバル対応能力のあるビジネスパーソンを養成し輩出するプラットフォームであり続けたいと考えております。さらに、私たちが最優先に考える使命は、監査及び会計の専門家たる公認会計士として、グローバルに展開している日本の上場企業に高品質な監査業務を提供し続け、日本の金融市場に真摯に貢献するところにあると信じております。このような社会的公器としての使命を担う責任の重さを十分に各構成員が認識した上で、各構成員が個々の専門家として精進するとともに、法人のガバナンスを強化し組織的な品質マネジメントの実効性を高めるべく、日々努めております。

私たちは、我が国の上場企業の監査の適切な担い手として金融市場に受け入れられ、また多くの利害関係者から信頼される適正規模の監査法人となるべく、経営方針を掲げております。監査品質を向上させることや職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成するためには、明確なトップの姿勢とその実行力が重要であると認識しておりますが、私たちは監査及び会計の専門家として社会インフラの一部を担う社会的公器の機能を有していることを自らがしっかりと認識したうえで、構成員にもそれをしっかりと伝えていくという姿勢をとっております。このような姿勢及び考え方については、社員総会、社員連絡協議会、全体研修等においても繰り返し構成員に伝達しており、法人構成員との日常的なコミュニケーションにおいても意識的に伝達し、価値観を共有するようにしております。

私たちは、社会に付加価値を提供し続ける監査法人として、品質マネジメント体制の維持・発展に最大限のフォーカスを置きつつ、今後も着実に成長を続けて参ります。



総括代表社員 CEO

大矢 昇太

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

## 2. 事務所概要

名称	Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人
英文名	Forvis Mazars Japan Audit LLC
総括代表社員CEO	大矢 昇太
所在地等	〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ5階
TEL	03-6823-6601(代表)
FAX	03-5545-1378
設立	2011年
資本金	6,460万円 (2024年8月31日現在)
沿革	2011年5月16日 設立 2014年9月1日 Mazarsのメンバーファームとなる 2019年7月1日 無限責任監査法人から有限責任監査法人へ移行 2024年10月1日 Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人へ名称変更



## 被監査会社数 (2024年8月31日現在)

監査業務提供先:189社

金商法 会社法監査	金商法 投信法監査	会社法監査	その他の法定監査	その他の任意監査	合計
12社	1社	26社	35社	115社	189社

なお、上記のほか、128社に対して非監査業務を提供しております。

## 上場会社等主要な被監査会社名 (2024年8月31日現在)

株式会社アルメディア and factory株式会社 株式会社菊池製作所 北日本紡績株式会社 コムシード株式会社 サンデン株式会社	ダブル・スコープ株式会社 ナティクシス日本証券株式会社 日本精密株式会社 日本ホテル&レジデンシャル投資法人 フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社 株式会社ベリテ	MUTOHホールディングス株式会社 ヤーマン株式会社 レスキュー損害保険株式会社 ワイエスフード株式会社
--	---	---

## 人員構成 (2024年8月31日現在)

(職位別の人員数及び比率)

職位	人員数	比率
社員	9名	9%
ディレクター	2名	2%
シニアマネジャー	5名	5%
マネジャー	11名	12%
シニアスタッフ	13名	14%
スタッフ	26名	27%
監査アシスタント	21名	22%
事務職員	8名	8%
合計	95名	100%

上記の人員数には非常勤職員は含んでおりません。



# 2

## 経営管理の状況等

# 2

## 経営管理の状況等

### 1. 品質管理基盤

当法人では、高品質な監査業務を提供し我が国の金融市場に貢献することは、社会的公器たる監査法人としての使命と認識しており、品質管理は監査法人における最優先事項と考えております。

そのような高品質な監査業務を提供し続けるために、当法人では、2024年7月1日より改正品質管理基準の適用を開始しております。品質管理システムに関する最高責任者である総括代表社員CEOのもと、Forvis Mazarsグローバルネットワークから提供される国際品質マネジメント基準第1号 (ISQM1) に準拠したマニュアルを用いて品質目標を設定し、品質リスクを識別して、当該リスクに対処するための統制手続を策定・実施しております。なお、改正品質管理基準における我が国独自の定めについては、追加的に対応しております。

統制手続の実施状況について、モニタリング活動を実施した結果、発見事項が検出された場合には、不備が存在するかどうか等を考慮して品質管理システムに及ぼす影響を評価します。そのうえで、識別された不備に対処するための是正措置をデザインし、適用します。

一定の基準日において、品質管理システムに関する最高責任者が、品質管理システムの評価を行います。

#### 品質管理部の人員数等 (2024年8月31日時点)

品質管理部を設置し、当該品質管理部の責任者として品質管理・リスクマネジメント担当社員を選任しております。品質管理部においては、社員等が監査業務部と兼務のうえ品質管理業務に従事しております。

品質管理部の人員数の状況 7名

全社員・職員に対する割合 7%(7名/95名)

#### 独立性

監査対象会社に対する独立性の確認を、監査期間を通して監査チームにおいて随時実施しております。また、毎年9月1日を基準日として、社員及び職員に対して日本公認会計士協会が公表している独立性に関するチェックリスト、及びForvis Mazarsグローバル所定の独立性の宣誓書への回答を求めることにより、独立性の確認を実施しております。併せて新規入所者に対しても、入所時に同様の確認を実施しております。

独立性に関する年次確認手続の回答率

2024年8月期 100%

認識された違反件数

2024年8月期 0件

#### 業務執行社員等のローテーション制度

独立性を確保しつつ、十分な知識・経験を活かした高品質な監査を提供するため、特定の大会社等の監査業務においては、業務執行社員及び審査担当者には連続する7会計期間を超えて関与してはならない旨を定めております。

## 特定の監査対象会社に対する報酬依存度に関する具体的な判断基準及びセーフガードの適用

特定の監査対象会社に対する報酬の依存度が15%以上の場合には、阻害要因の程度を許容可能な水準に軽減するためのセーフガードを適用いたします。

## 品質管理システムの監視

品質管理システムの監視として、日常的監視と定期的検証を以下のとおり実施しております。

**日常的監視：** 品質管理部の社員及び職員が、品質管理システムの監視を日常的に実施しております。

**定期的検証：** 監査証明業務に関与した全社員について、最低でも年間1件の監査業務が定期的検証の対象となるように検証対象を選定しております。検証対象となる会社に対して監査業務及び審査を担当していない状況を確認したうえで、適格性を有する社員または職員を検証担当者として選任しております。

定期的検証の結果は、全社員・職員を対象とした研修を実施してフィードバックを行っております。

<定期的検証の実施状況及びその実施結果(2024年8月期)>

定期的検証の対象となった業務数 22件

重要な発見事項は検出されませんでした。

## 不正リスクへの対応

監査基準及び監査における不正リスク対応基準に準拠し不正リスクに留意して、品質管理の手續と方針を、以下のとおり整備・運用しております。

- ・ 監査契約の新規の締結及び更新の判断に当たり、関与先の誠実性に関する理解を含む不正リスクを考慮して、監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスクを評価しております。
- ・ 専門要員が監査業務を行ううえで必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、法人内部で不正事例研修を全社員・職員を対象に実施する等、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。
- ・ 不正リスク対応基準に関する研修を全社員・職員を対象に実施し、職業的懐疑心を常に保持・発揮することの重要性を強調しております。
- ・ 不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には専門的な見解の問合せを実施したうえで、その重要性に応じて意見等審査会を開催することとしております。

## 通報制度

不正検知の機能の一部として、内部通報規程に基づき、監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反(公認会計士の独立性違反、インサイダー取引等を含む)や当法人の品質管理システムに抵触する事項に関する情報を受け付けるため、ウェブサイト上に通報窓口を設けるとともに、ホットラインに通報があった場合には、品質管理・リスクマネジメント担当社員が責任者となり対策を講じております。

## 監査業務管理体制

### < 監査契約の新規の締結と更新 >

新規契約の締結及び契約の更新の際には、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」に準拠して、監査業務の契約条件の合意が行われます。新規契約の締結を行う際には、「監査契約の新規締結及び更新規程」に従い、契約の締結内容や利害関係等コンフリクトの有無の確認、企業の統制環境の理解、業務内容及び受嘱におけるリスク等、広範囲にわたる事項の検討を経たのち、品質管理部部長、または受嘱審査会により、監査業務の新規受嘱の審査を実施しております。

### < 監査報告書の発行の方針及び手続 >

監査業務の実施における品質管理の方針及び手続の制定に加え、Forvis Mazarsグループが定めている品質保証マニュアル(Quality Assurance Manual)に準拠して監査業務を実施しております。

さらに、Forvis Mazarsグループ共通の監査マニュアル(Mazars Audit Manual)及び監査実施上のガイダンス、Forvis Mazarsグループ共通の電子監査ツール「Atlas NextGen」を監査業務で利用しております。

### < 専門的な見解の問合せの方針及び手続 >

専門性が高く、判断に困難を伴う事項や見解が定まっていない事項に関して、監査チームが専門的な見解の問合せを行うことを求めています。その方針及び手続については、「監査の品質管理規程」に定めております。

### < 監査上の判断の相違 >

監査チーム内や、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は業務執行社員と審査担当者との間で監査上の判断の相違が生じたときには、直ちに意見等審査会を受審することを求めています。監査上の判断の相違が解消されて、意見等審査会による最終承認が得られない限り、監査報告書を発行してはならないとしております。

### < 審査の方針及び手続 >

監査業務に係る審査に関する方針及び手続は、「監査業務審査規程」に定めており、監査チームが策定した監査計画、実施した監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、計画審査と意見審査を受審することを義務付けております。

品質管理部部長は独立性を含む適格性を考慮して、審査担当者を選任しております。なお、一定の要件に該当する等、極めて重要なリスクがあると審査担当者が判断する場合には、審査担当者の要請に基づき、意見等審査会を開催して、合議制による審査を実施することとしております。

## 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査基準報告書900「監査人の交代」を踏まえた「監査人の交代規程」において監査事務所間の引継の方針及び手続を定めて運用しております。

## 被監査会社とのコミュニケーション

監査チームは、被監査会社の経営者及び監査役等と監査上のリスク等についてコミュニケーションを実施しております。

## 法人外からの品質管理レビュー

### < 公認会計士・監査審査会による検査 >

公認会計士・監査審査会による検査は、現在まで受けておりません。

### < 日本公認会計士協会による品質管理レビュー >

#### 品質管理レビュー制度の概要

日本公認会計士協会は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度(品質管理レビュー)を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。

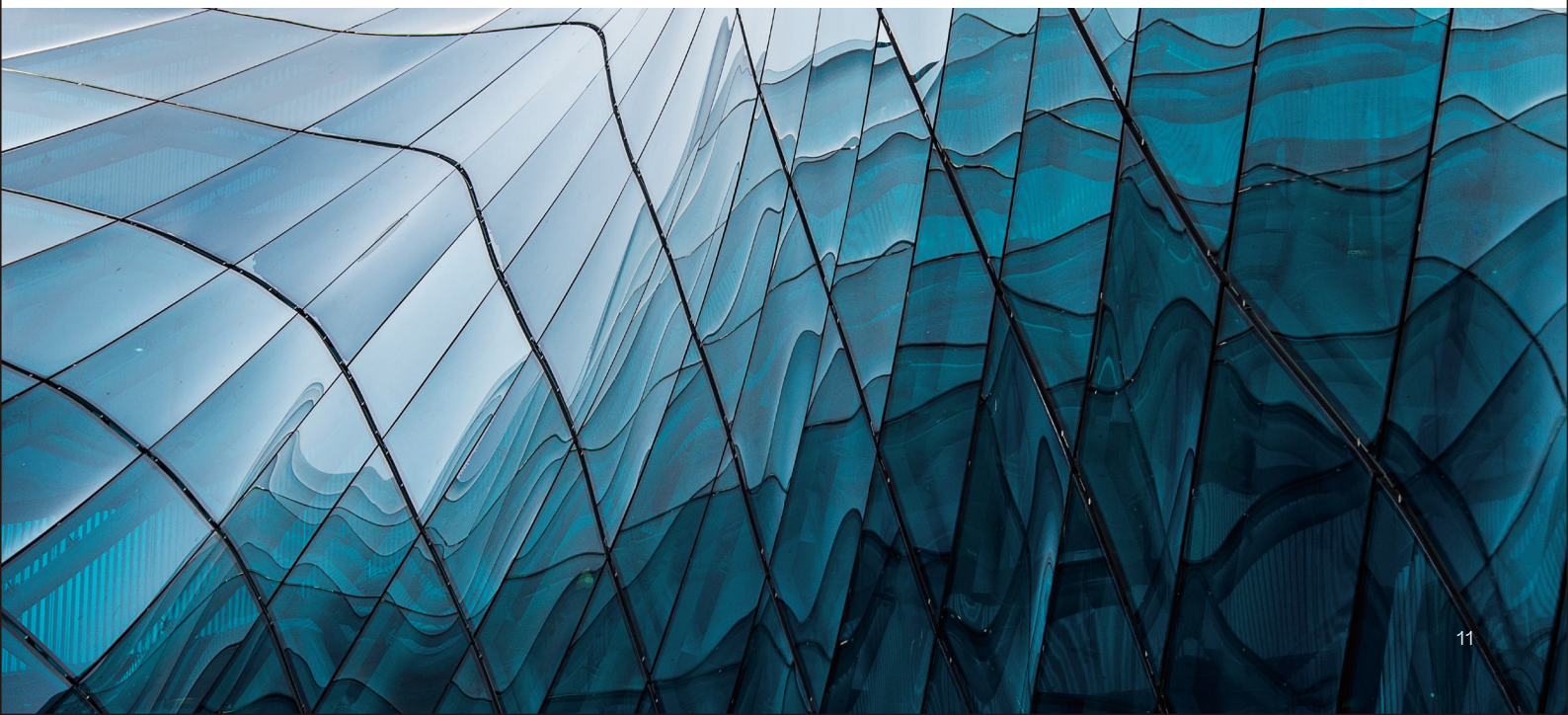
#### 品質管理レビューの実施状況

当法人が直近で受けた品質管理レビューの実施状況は以下のとおりです。

レビューの種類	交付年月日	極めて重要な不備事項又は重要な不備事項
通常	2022年11月	該当なし
確認	2024年 3月	該当なし
登録審査	2024年10月	該当なし

### < Forvis Mazars グローバル品質管理チームによるレビュー >

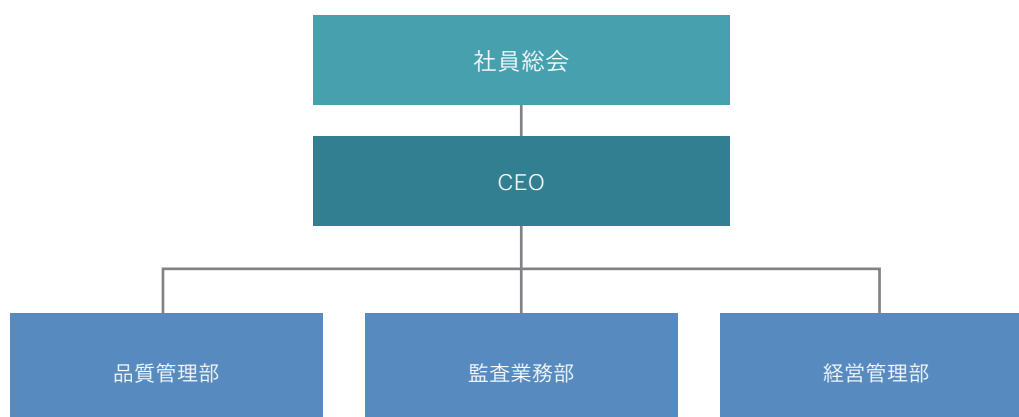
Forvis Mazarsグローバル品質管理チームによるレビューを3年に1度受けており、直近においては2022年10月に実施されました。当該レビューでは、当法人が適切な品質管理を実践して監査業務を提供しているかどうかについての確認が行われております。なお、直近のレビューにおいては、重要な不備事項は検出されませんでした。



## 2. 組織・ガバナンス基盤

2019年7月1日に無限責任監査法人から有限責任監査法人へ移行しました。経営上の重要事項の意思決定及び承認のための機関として社員総会を設置し、社員総会により選任されたCEOが業務執行の最終責任を負っております。そして、CEOのもとに監査業務部、品質管理部及び経営管理部を設けて、関係する法令や規則等を踏まえた業務執行を実践するとともに、当法人の品質管理責任者として、品質管理・リスクマネジメント担当社員を設置しております。

当法人の組織図は次のとおりです。



### 業務の執行の適正を確保するための措置

当法人における業務の執行の適正を確保するための措置は以下のとおりです。

#### < 監査証明業務の執行 >

公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置として、特定社員は監査証明業務を執行してはならない旨を規定しております。そして、社員のうち、特定社員の割合を25%以下としております。なお、全社員に対する特定社員の占める割合は以下のとおりです。

#### 特定社員の状況 (2024年8月31日現在)

社員数合計 9名 (うち特定社員1名)

特定社員の占める割合 11%

#### < 法令遵守 >

法令遵守は当法人にとって最優先の事項とされており、被監査会社への監査証明が行われる際に法令違反等が発覚した場合、品質管理部及び社員総会により事実確認を行ったのち、速やかに被監査会社へ当該法令違反事項の概要や是正措置、その他の適切な措置等をとるべき旨を通知することとしております。なお、必要に応じて外部の法律専門家と連携しております。

## 3. 人的基盤

高品質な監査業務を提供するための、適切な能力及び経験を備えたプロフェッショナルを確保するため、人事評価や教育・訓練等の方針を定めております。

### 採用

構成員の知見や経験に基づいた監査チームの編成を、その見直しを含めて毎年計画的に行っております。また、採用活動を通年で行うことにより、各年代の人数がバランス良く配置されるようにしております。中長期的には業務収入ベースで国内10番目以内の監査法人となり、上場会社の被監査会社数は30社を超えることを想定しているところ、多面にわたっての人材採用及び維持の施策を企図しております。

監査品質に十分に留意したうえで一定数の非常勤職員の採用及び維持、主にリファール業務に従事するための日本以外の公認会計士の採用及び維持、優位性のある社員報酬及び職員給与水準の設定及び維持に関する施策を講じております。

### 人事評価

社員及び職員が能力を高め維持すること、職業倫理や独立性を遵守することを正當に評価し、十分に報いるため以下の事項を実施しております。

- ・ 監査業務の実施及び職業倫理(独立性を含む)に関する当法人の定める方針及び手続を全ての社員及び職員に理解させること。
- ・ 専門要員に対して監査業務の実施、能力の向上及び実務経験を通じた能力開発に関して、評価及び助言相談を実施すること。
- ・ 昇進には、実施した監査業務の品質や職業倫理(独立性を含む)の遵守状況を特に考慮すること。
- ・ 当法人の方針及び手続を遵守しなければ処分を受けることもあり得ることを、社員及び職員に理解させること。

上記の事項に留意しつつ、全社員及び経営管理部内の人事評価委員会による人事評価会議にて社員及び職員の評価について協議し、代表社員会議にて報酬及び昇進を決定しております。



## 教育・訓練

経営管理部内の研修委員会が年間研修計画を立案・運営しております。監査品質の維持・向上のため、社員・職員の一人一人が監査基準及び会計基準を正しく理解して監査業務を実施することが重要であることを認識し、監査品質を維持・向上するため要求事項に確実に対応できる人材を育成していく必要があると考えております。さらに、法人一体として、監査品質を向上させるため、主体的に考え、行動できる人材を育成していくことが必要であると考えております。

研修プログラムは必須研修を全体研修と職階別研修に区分し、全体研修は全ての社員・職員(非常勤職員含む)を対象とし、職階別研修はシニアスタッフ、スタッフ及び監査アシスタントを対象としております。

全体研修においては、監査業務の根幹となる職業倫理、税務、監査の品質管理、不正事例研究に加えて、当法人が使用している監査マニュアルや監査ツール等に関する研修を毎年実施しております。

職階別研修は、職階ごとに習得すべき会計基準又は監査手続を定義したうえで実施しております。また、ケーススタディやディスカッションの機会を研修の中で設定しております。

日本の公認会計士である社員及び職員に対しては、研修委員会がCPDの履修状況を毎期確認しており、監査従事者として必須である年間40単位(3年間で120単位)以上の研修を履修できるよう、研修カリキュラムが計画されております。

### < 公認会計士(社員及び職員)のCPD義務達成率 >

2023年度(2023年4月1日~2024年3月31日) 100%

### < 必須研修時間 >

2023年度(2023年4月1日~2024年3月31日) 44.5時間

## D&I(ダイバーシティ&インクルージョン)の推進

D&Iは、様々な国と地域や文化に深く根ざした国際的なグループとして活動するForvis Mazarsの基盤です。被監査会社と当法人の社員及び職員のためにより良い価値を提供できる環境が構築されるよう、より多様で、より包括的なこれからの事務所のありかたを目指しています。

### < 人財育成のための当法人独自のその他の制度 >

Forvis Mazarsのプラットフォームを活用し、当法人の人材が幅広い経験を積むことができるように、次のような制度を設けております。

- ・ 日本におけるForvis Mazarsの他のサービスライン(税務、アドバイザー及びコンサルティング等)への転籍
- ・ 他国のForvis Mazarsへの派遣・出向(グローバルモビリティプログラム「MOVE」)

### < 当法人での働き方 >

職員の福利厚生、健康管理及びワークライフ・バランスを重視しており、次のような制度を設けております。

- ・ 年次有給休暇
- ・ 法人内イベント・クラブ活動
- ・ 夏季及び年末年始における年次有給休暇の計画付与
- ・ リモートワーク導入
- ・ 産前産後休暇
- ・ フレックスタイム制(コアタイム:10:30~16:00)
- ・ 育児休暇(女性・男性ともに取得率100%)

## 監査法人の構成員による兼業・副業に対する考え方

特段の事情がある場合を除き、社員及び職員の兼業を認めておりません。なお、社員の競業及び兼業状況については、総括代表社員CEOが全社員に期末日(8月31日)を基準日とした「兼業等及び競業に関する報告書」の提出を要請し、その記載内容を確認し社員総会に報告するとともに、社員規程及び定款に基づき必要な場合には、社員総会の決議を経ることとしております。



## 4. IT基盤

### 当法人のIT環境

#### < 電子監査調書システム >

Forvis Mazarsグループが開発した電子監査調書システムAtlas NextGenを導入し、監査調書を電子化すると共に、生産性及び監査品質の向上を図っております。

#### < データ分析ツール >

仕訳分析の均一化・標準化を目的として、電子監査調書システムAtlas NextGenの分析モジュールAtlas Analytics NextGen (Forvis Mazars開発)の導入を検討中です。また、Power BIの導入によりクライアントデータをビジュアル化することで、異常値の効率的な把握を可能としております。

#### < その他ツール >

内部統制評価の効率化と品質向上を図るべく、MICA (Mazars Internal Control Assessment) の試験適用を開始しております。

#### < 今後の方針 >

年を追うごとに進展するデジタル化に対応すべく、Forvis Mazarsグループで開発されたツールの導入を軸に、サードパーティ製のソフトウェア導入についても検討を行い、更なるDXを推進していく方針です。

### サイバーセキュリティへの取り組み

#### < 現状 >

年々大きくなるサイバーリスクへの対策を目的として、経営管理部情報セキュリティ委員会を設置し、その対応を行っております。

「情報セキュリティ基本方針」を定め、その実務指針として「情報セキュリティ対策規程」を策定するとともに、全構成員への定期的な研修を実施し啓蒙・意識づけを図っております。

また、データの保護を目的として、非常勤職員を含む全ての構成員に対して法人PCを貸与しています。PCにアンチウイルスソフト及びエンドポイントセキュリティソフトを導入すると共に、ネットワークへのVPN及びメール監視ソフトを利用し、Forvis Mazarsグループによる24時間の監視を行っております。

更に、データの保護及び災害対策を目的として、データのローカルストレージへの保存を禁止し、クラウドストレージへの保存を義務付けております。

#### < 今後の方針 >

Forvis Mazarsグループの情報セキュリティ部門と連携し、最新のリスクに対応できるよう適切なソリューションの導入と継続的な構成員への教育・啓蒙により、サイバーリスクへの対応を実施していきます。

## 5. 財務基盤

### 業務収入の総額

(単位:百万円)

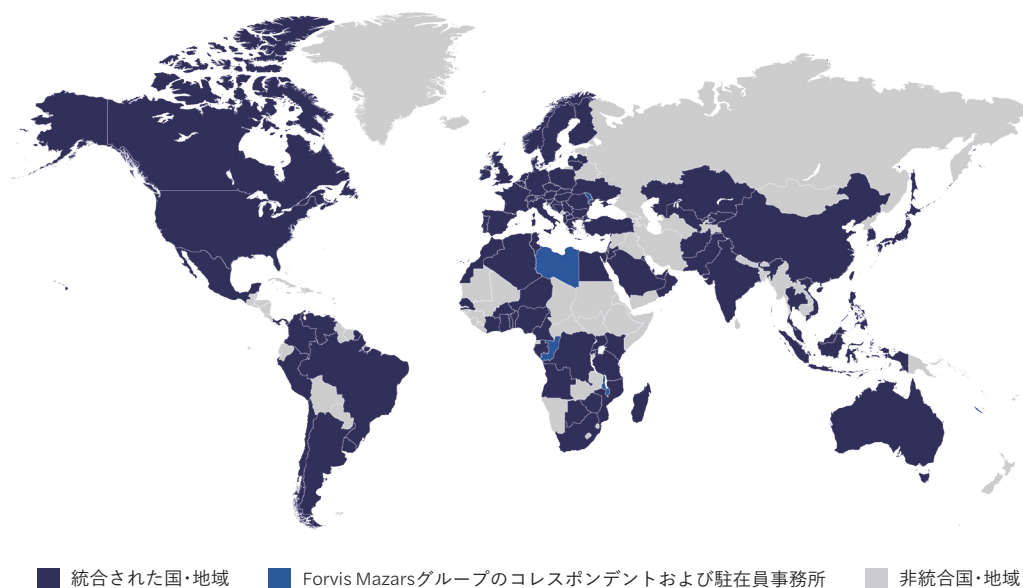
業務収入	第13期 2022年9月1日～2023年8月31日	第14期 2023年9月1日～2024年8月31日
監査証明業務	846	1,108
非監査証明業務	316	406
合計	1,162	1,515

現時点において、報酬の依存度が15%を超える特定の監査対象会社はありません。



## 6. 国際対応基盤

Forvis Mazarsのグローバルネットワークは、米国のForvis Mazars LLPと、100以上の国と地域で活動する国際的な統合パートナーシップであるForvis Mazars Group SCで構成されております。Forvis Mazarsのグローバルネットワークは、グローバル・ネットワーク・ボードを含む組織を通じて運営され、世界中でシームレスなコラボレーションとクライアントへ監査・保証、税務、アドバイザリー、コンサルティングのサービスを提供しております。当法人とForvis Mazars Group SCとの間でCooperation Agreementを締結しております。当法人の代表者を含め、Forvis Mazarsのグローバルパートナーを兼任している社員が、Forvis Mazarsのグローバルネットワークの年次総会等において意思決定に参加しております。



### < グループ監査への対応 >

Forvis Mazarsグループより監査マニュアルや監査ツール等の提供を受けており、Forvis Mazarsのメンバーファーム間での業務の紹介も受けております。その結果、当法人の被監査会社は、非上場会社からグローバルに展開している上場会社まで多岐にわたります。日本語や英語以外の言語にも対応可能な社員・職員を擁しており、海外の監査人とのコミュニケーションも円滑に進められる体制が整っております。

## 7. その他

### 非監査業務の位置付け

監査業務を最優先としつつも、国内外からのリファーマル業務等の非監査業務を受嘱し、実施しております。非監査業務を通じて構成員の知識や経験を深めることは、高品質な監査業務の遂行にも資すると考えており、特定の構成員に業務が偏らないように、能力・適性を勘案しつつ機会を与えております。なお、監査人の独立性を維持する観点から、被監査会社に対して非監査業務を提供する場合には、その受嘱の判断に当たり、倫理規則等を踏まえた慎重な検討を実施しております。



# 3

## 監査法人の ガバナンス・コードの 適用状況

# 3

## 監査法人の ガバナンス・コードの適用状況

### 監査法人が果たすべき役割

#### 原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

#### 内容

#### 当法人の取組み

指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	本報告書「1(1)監査事務所の最高責任者からのメッセージ」をご参照ください。
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	本報告書「1(1)監査事務所の最高責任者からのメッセージ」をご参照ください。
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	本報告書「1(1)監査事務所の最高責任者からのメッセージ」及び「2(3)人的基盤」をご参照ください。
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	本報告書「1(1)監査事務所の最高責任者からのメッセージ」及び「2(3)人的基盤」をご参照ください。

内容		当法人の取組み
指針 1-5	<p>監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置付けについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。</p> <p>また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。</p>	<p>非監査業務の位置付けについては、本報告書「2(7)その他」、構成員による兼業・副業については、「2(3)人的基盤」をご参照ください。</p>
指針 1-6	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。</p>	<p>本報告書「2(6)国際対応基盤」をご参照ください。</p>

## 組織体制

### 原則2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

### 内容

指針 2-1	<p>監査法人は実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。</p> <p>また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<p>本報告書「2(2)組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。</p>
-----------	--	--------------------------------------

	内容	当法人の取組み
<p>指針 2-2</p>	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p>	
	<p>監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</p>	<p>本報告書「2(1)品質管理基盤」をご参照ください。</p>
	<p>監査上のリスクを把握しこれに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</p>	<p>本報告書「2(1)品質管理基盤」をご参照ください。</p>
	<p>法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</p>	<p>本報告書「2(3)人的基盤」をご参照ください。</p>
	<p>監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備</p>	<p>本報告書「2(4)IT基盤」をご参照ください。</p>
<p>指針 2-3</p>	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを助案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>本報告書「2(3)人的基盤」をご参照ください。</p>

### 原則3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

	内容	当法人の取組み
指針 3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	報告書日現在、当監査法人における被監査会社の規模及び専門要員人数等を踏まえ、監督・評価機関を設けていません。各社員の相互牽制及び外部有識者等の知見を法人運営に活かすことにより、当監査法人の規模・特性に応じた経営機能の実効性が確保できるものと考えています。 なお、今後の成長を見据え2025年8月までに当法人の経営機能の実効性を監督・評価する、独立性を有する第三者である有識者によって構成される機関を設置する予定です。
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	指針3-1に対する当法人の取組みをご参照ください。
指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば、以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>・組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> <li>・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	指針3-1に対する当法人の取組みをご参照ください。
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関等がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	指針3-1に対する当法人の取組みをご参照ください。

# 業務運営

## 原則4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

	内容	当法人の取組み
指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	本報告書「2(1)品質管理基盤」及び「2(2)組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	本報告書「2(3)人的基盤」をご参照ください。
指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること。	本報告書「2(3)人的基盤」をご参照ください。
	法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること。	本報告書「2(3)人的基盤」をご参照ください。
	法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	本報告書「2(3)人的基盤」をご参照ください。
	法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること。	当本報告書「2(3)人的基盤」をご参照ください。

内容		当法人の取組み
指針 4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	本報告書「2(1)品質管理基盤」をご参照ください。
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	本報告書「2(1)品質管理基盤」をご参照ください。

## 透明性の確保

### 原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

内容		当法人の取組み
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本報告書をご参照ください。
指針 5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	本報告書「1(1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ」をご参照ください。
	会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	
	法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	本報告書「1(1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ」をご参照ください。

	内容	当法人の取組み
指針 5-2	監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI:Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	本報告書「2(1)品質管理基盤」及び「2(3)人的基盤」をご参照ください。
	監査法人における品質管理システムの状況	本報告書「2(1)品質管理基盤」をご参照ください。
	経営機関等の構成や役割	本報告書「2(2)組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。
	監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	指針3-1に対する当法人の取組みをご参照ください。
	法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	本報告書「2(7)その他」をご参照ください。
	監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)	本報告書「2(4)IT基盤」をご参照ください。
	規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	本報告書「2(3)人的基盤」をご参照ください。
	特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	本報告書「2(5)財務基盤」をご参照ください。
	海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	本報告書「2(6)国際対応基盤」をご参照ください。
監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	指針3-1に対する当法人の取組みをご参照ください。	

	内容	当法人の取組み
指針 5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	
	グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	本報告書「2(6)国際対応基盤」をご参照ください。
	グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む)	本報告書「2(6)国際対応基盤」をご参照ください。
	会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	本報告書「2(6)国際対応基盤」をご参照ください。
	会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	本報告書「2(6)国際対応基盤」をご参照ください。
指針 5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	本報告書「2(1)品質管理基盤」をご参照ください。 なお、日本公認会計士協会の「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」に当法人の監査品質向上に向けた取組みに関するトップメッセージ動画を掲載しております。
指針 5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	本報告書「2(1)品質管理基盤」をご参照ください。  「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を、今後定期的に評価していく予定です。
指針 5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	本原則の適用の状況などの評価の結果等を、組織的な運営の改善に向けて活用していく予定です。

# Contacts

## Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

〒107-0052  
東京都港区赤坂1-11-44  
赤坂インターシティ5階  
Tel: 03-6823-6601  
Email: [audit.jp@forvismazars.com](mailto:audit.jp@forvismazars.com)

Forvis Mazars Globalは、世界をリードするプロフェッショナル・サービス・ネットワークです。米国のForvis Mazars LLPと、100以上の国と地域で活動する国際的に統合されたパートナーシップであるForvis Mazars Group SCの二つのメンバーからなり、単一のブランドで運営されています。両メンバーファームは、比類なきクライアント・エクスペリエンスを提供し、世界中で監査・保証、税務、アドバイザリー、コンサルティング・サービスを提供するというコミットメントを共有しています。私たちの戦略的ビジョンは、クライアント、従業員、業界、そして地域社会とともに前進させることにあります。当グローバルネットワーク詳細は、[forvismazars.com/global](https://forvismazars.com/global)をご覧ください。

© Forvis Mazars 2025

[forvismazars.com/jp/ja](https://forvismazars.com/jp/ja)

**forvis  
mazars**